

ACTIVE KUMIAI 活動あれこれ

適切な外国人技能実習を行うため講習会を開催

山梨県外国人材受入教育連絡協議会

9月25日(水)、山梨県外国人材受入教育連絡協議会(会長 山田善一/会員7団体)は、ベルクラシック甲府において外国人技能実習制度適正化講習会を行った。

令和6年6月に外国人技能実習制度を抜本的に見直し、日本の人手不足分野における外国人材の確保と育成を目的とした新制度「育成就労制度」の創設が国会で成立した。令和9年には、改正法が施行されるが、経過措置として今後しばらくは現行の技能実習制度が継続することとなっている。

このため、引き続き適正な外国人技能実習管理を行うことを目的に「外国人材の受入れをめぐる動向(技能実習・育成就労・特定技能)～現状と課題・留意点～」をテーマに、公益財団法人国際人材協力機構 申請支援部 企画管理課 課長 松場 淳氏を講師に招き講習会を実施した。

講師の松場氏は、技能実習と特定技能の受入に際しての留意事項として、全国における実習実施者や監理団体の行政処分状況や違反事例を紹介。実習生の受入れを行う企業(実習実施者)については、宿泊施設の設備に関する不備や、賃金の支払いが適切に行われない事など待遇に関する違反が最も多く、



講師 松場 淳 氏

監理団体については、管理責任者による労働法令違反への指導が行われない事や監査や宿泊施設について実地確認を行っていない事など、管理・指導に関する違反が多いと説明した。

そのような違反を起こさないために、技能実習制度と特定技能制度の関係法令や運用要領の正しい理解が重要で、併せて外国人材との十分な意思疎通と信頼関係の構築が必要であると締めくくられた。

日本の15歳から64歳の生産年齢人口は今後数十年間で急激な減少が続くことが予想されており、産業の各分野では外国人材の受入拡大は不可欠な状況である。今後日本は近隣各国との人材獲得競争に負けないよう、外国人材から選ばれる国になり、技術や技能のある外国人材を選ぶことができるよう、外国人の人権に配慮した受入制度の構築や外国人と共生する社会の構築が必要となっている。

今後も協議会では適切な技能実習を行う事ができるよう、会員への指導や情報提供に取り組むこととしている。



担当:清水



講習会の様子